

7.1 閣議決定の「新三要件」趣旨答弁の「戦禍が及ぶ」の意味

(1) 昭和47年見解

■昭和47年10月14日内閣法制局 参議院決算委員会要求資料「集団的自衛権と憲法との関係」

(前略) しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めてはいるとは解されないのであって、それは、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るための止(や)むを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとられるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものである。(以下、略)

(4) 7.1 閣議決定の「新三要件」趣旨答弁(平成26年7月14日)

■平成26年7月14日 衆議院予算委員会(議事速報)

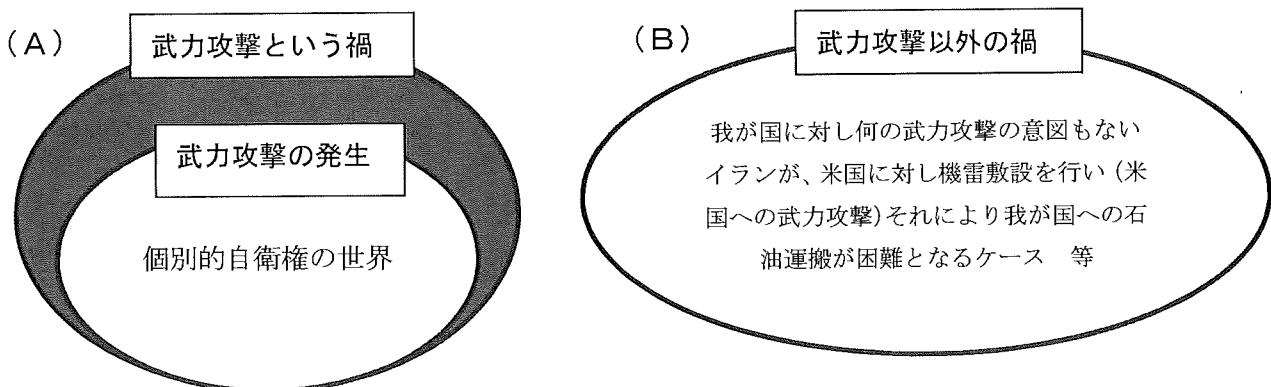
○横畠政府参考人 (前略) これまで、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみが、昭和四十七年の政府見解に言う「外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態」に当たると解してきたということを踏まえると、第一要件の「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」とは、他国に対する武力攻撃が発生した場合において、そのままでは、すなわち、その状況のもと、国家としてのまさに究極の手段である武力を用いた対処をしなければ、国民に、我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかな状況であるということをいうものと解されます。

いかなる事態がこれに該当するかは、個別具体的な状況に即して判断すべきものであり、あらかじめ定型的、類型的にお答えすることは困難ですが、いずれにせよ、この要件に該当するかどうかについては、実際に他国に対する武力攻撃が発生した場合において、事態の個別具体的な状況に即して、主に攻撃国の意思、能力、事態の発生場所、その規模、態様、推移などの要素を総合的に考慮し、我が国に戦禍が及ぶ蓋然性、国民がこうむることとなる犠牲の深刻性、重大性などから客観的、合理的に判断することになります。

なお、「明白な危険」というのは、その危険が明白であること、すなわち、単なる主観的な判断や推測等ではなく、客観的かつ合理的に疑いなく認められるということと解されます。

※「戦禍が及ぶ」とは

- (A) 「我が国に向けられた武力攻撃という禍が及んでくること」のみを意味するのか?
 (B) 「我が国に向けられた武力攻撃以外の禍が及んでくること」も含むのか?



※「我が国が爆撃等の対象となるような場合以外も含まれ得る」(内閣法制局11/4,5 対小西議員レク)

※(A)の「塗りつぶし部分」は「我が国に対する武力攻撃が発生していない」状況であり、国際法上における集団的自衛権行使の違法性阻却の状況である。(なお、我が国に武力攻撃が発生していない状況で、武力作用を起因とする如何なる禍があり得るかは、9条解釈変更の「立法事実の有無」に係る問題である。)